

子育て世帯定住宅地購入支援事業

雲南市では、定住人口の増加及び地域の活性化を図るために、子育て世帯の宅地購入を支援します。

○受付期間

令和5年4月1日～令和6年3月11日

※申込みの受付は先着順とし、期間内であっても年間予算枠に到達した時点で終了します。

※実績報告書は、令和6年3月31日までに提出すること。

○申請の条件

■申請者の条件

以下の条件にすべて該当する方は申請できます。

- ・市内に自らが居住する住宅を平成27年4月1日以降に新築又は購入し、定住する子育て世帯の者
- ・同一世帯に属する者全員に市税等の滞納がない者
- ・購入する宅地及び新築又は購入する住宅の所有者
- ・購入する宅地及び新築又は購入する住宅の固定資産税の納税義務者
- ・過去に本事業による補助を受けていない世帯の者

※子育て世帯とは・・・

事業を実施する年度の4月1日において、次のいずれかに該当する世帯

- ①夫婦の年齢若しくは夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である者の世帯
- ②年齢が16歳未満の子どもがいる世帯（中学生以下）

■補助対象住宅地の条件

以下の条件にすべて該当する場合は申請できます。

- ・民間売買によって購入した市内の住宅地

※本人又はその家族が所有し、現に居住している宅地は対象外

※市や市土地開発公社、県住宅供給公社が所有する宅地は対象外、また市・市県の公社が住宅団地造成した土地の転売も対象外

- ・次のいずれかの場合

- ①住宅を新築するために住宅地を購入する場合
- ②中古住宅を住宅地と一緒に購入する場合

- ・平成27年4月1日以降の売買契約によるもので、土地の登記が完了していないこと（H28.5.10追記）

※住宅とは・・・

居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートルを超えるもの
併用住宅の場合は、2分の1以上が住宅の用に供しているもの

- ・購入する宅地が都市計画区域外である場合については、申請事業費に造成費含む。
- ・宅地購入額が100万円以上であること

■その他の条件

- ・宅地購入後2年以内に住宅を新築又は購入すること

○補助内容

宅地購入価格（申請地が都市計画区域外の場合は宅地造成費含む）の1/10・・・最大100万円

○申請の流れ

1.補助金申請

【申請者】土地売買契約後に下記の書類を提出して下さい。

- 提出書類
 - ①補助金等交付申請書（様式第1号）
 - ②購入した宅地の場所が分かるもの
 - ③土地売買契約書の写し
 - ④宅地造成工事見積書の写し及び現状写真（都市計画区域外のみ）
 - ⑤世帯全員の住民票又は登録原票記載事項証明書
 - ⑥市税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
 - ⑦住宅の平面図（各階平面図）
 - ⑧固定資産税 公課証明書
 - ⑨債権者登録用紙

2.交付決定

【市】申請書の審査を行い、補助金の交付決定を行います。

- 送付書類
 - ①補助金交付決定書（様式第3号）

【申請者】宅地の所有権移転登記完了後に下記の書類を提出して下さい。

3.実績報告

- 提出書類
 - ①実績報告書（様式第4号）
 - ②宅地の登記事項証明書
 - ③取得した土地の写真
 - ④領収書の写し

4.確定通知

【市】実績報告書の審査を行い、補助金の交付額を確定します。

- 送付書類
 - ①補助金確定通知書（様式第5号）

5.補助金請求

【申請者】下記の書類を提出して下さい。

- 提出書類
 - ①雲南市子育て世帯定住宅地購入補助金請求書（様式第6号）

6.補助金交付

【市】補助金を指定口座に振込みます。

・・・実績報告書提出日から2年以内

7.事業完了報告

【申請者】住宅の建設工事又は所有権移転登記完了後に下記の書類を提出して下さい。

- 提出書類
 - ①事業完了報告書（様式第7号）
 - ②住宅の写真
 - ③住宅の平面図
 - ④住宅の登記事項証明書

○申請受付・問い合わせ

〒699-1392 雲南市木次町里方 521-1

雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課 TEL：0854-40-1014 FAX：0854-40-1029

三世代同居促進支援事業 (R5年度版)



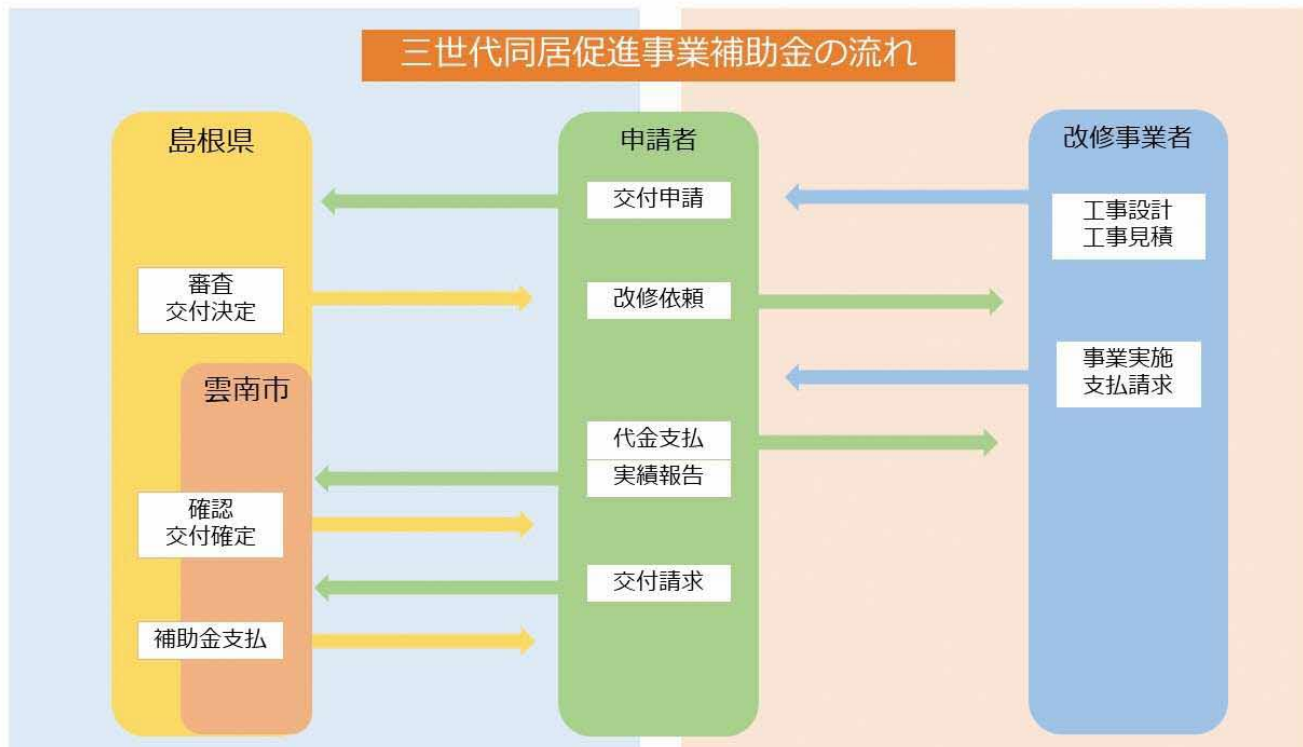
子育て世帯^(※1)を含む世帯が、新たに三世代同居を行う場合に、所有する物件の改修に要する費用の一部を助成します。

対象者 ※主な要件	以下の(1)から(3)の全ての要件 ^(※2) を満たす方 (1) 申請年度中に子育て世帯を含む三世代同居を行う方 ^(※3) (2) 市に住民登録をしている方または予定している方 (3) 世帯員が市内に住宅を所有し、居住していること
対象経費	住居機能向上のために行う改修に要する経費(消費税を除く)
補助金額	市内全域 上限30万円(県制度への上乗せ) (対象経費の3分の1以内)
備考	改修を行う業者は、市内に本社を有する事業所に限る

※1) 子育て世帯の要件は、雲南暮らし推進課までお問い合わせください。

※2) その他にもいくつかの要件を満たす必要があります。

※予算に達し次第、受付を終了する場合があります。 ※詳しくは県の補助制度をご参照ください。



【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp

空き家改修補助金について (R5 年度版)



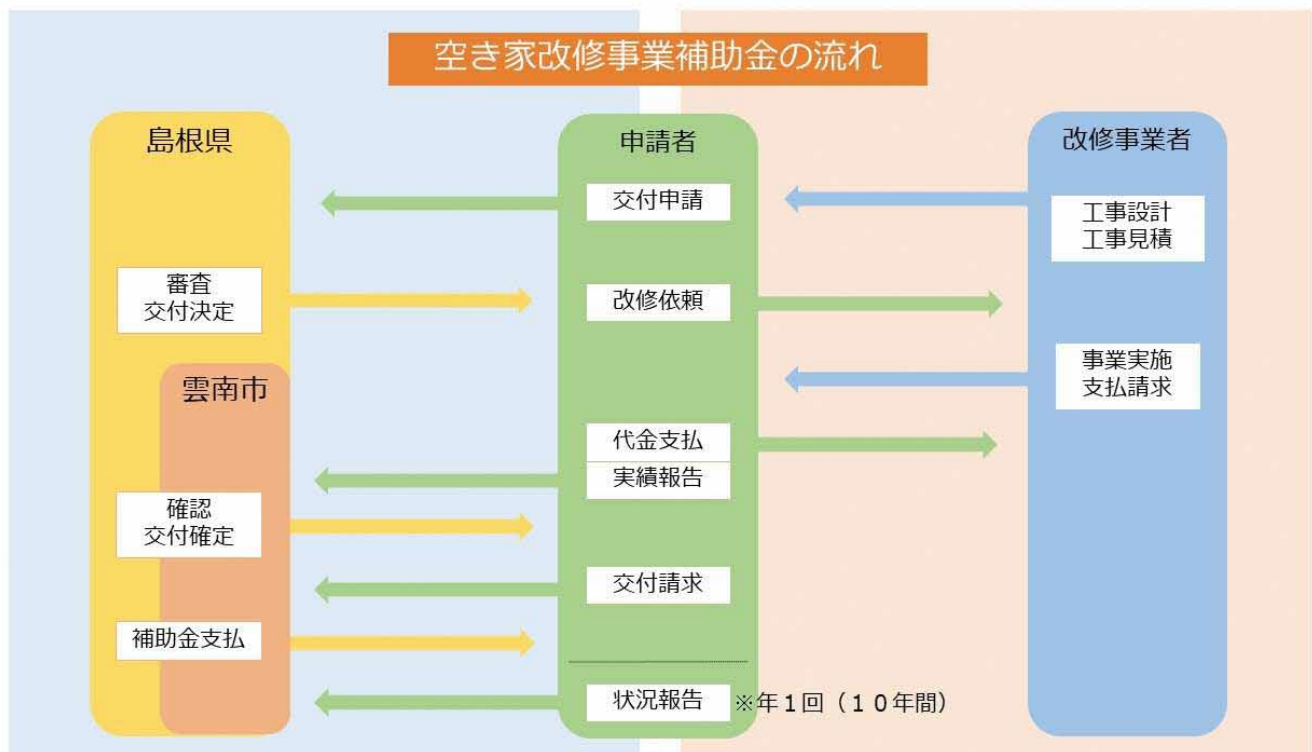
雲南市への定住を目的に空き家バンク登録物件を購入し、改修を行う場合に、改修費用の一部を助成します。

対象者	以下の(1)から(3)の全ての要件(※1)を満たす方 (1) 子育て世帯の方(※2) (2) 空き家バンク登録物件を購入された方 (3) 市に住民登録をしている方または予定している方
対象経費	住居機能向上のために行う改修に要する経費(消費税を除く)
補助金額	上限30万円(県制度への上乗せ) (対象経費の3分の1以内)
備考	改修を行う業者は、市内に本社を有する事業所に限る

※1) その他にもいくつかの要件を満たす必要があります。

※2) 補助対象となる子育て世帯の条件については、うなん暮らし推進課までお問合せください。

※ 予算に達し次第、受付を終了する場合があります。 ※詳しくは県の補助制度をご参照ください。



空き家改修補助金の詳しい内容、申請の方法などについてのご相談は、うなん暮らし推進課までお問合せください。

【お問合せ先】

政策企画部 うなん暮らし推進課
〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

Tel : 0854-40-1014

Fax : 0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp